

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 25.5.17 第 183 回国会第 6 号

5 月 17 日（金）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案（内閣提出第 68 号）

- ・ 下村文部科学大臣、福井文部科学副大臣、平経済産業大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- （参考人）東京電力株式会社代表執行役副社長 内 藤 義 博君
- ・ 宮本岳志君外 1 名（共産、社民）提出の修正案について、提出者宮本岳志君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成—共産、生活、社民 反対—自民、民主、維新、公明、みんな）
- ・ 原案について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活、社民）
- ・ 中根一幸君外 7 名（自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活、社民）から提出された附帯決議案について、笠浩史君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成—自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活、社民）

（質疑者及び主な質疑内容）

菅 野 さちこ君（自民）

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）による原子力損害の賠償について、原子力損害賠償紛争解決センターを利用される方々が東京電力との直接交渉よりも和解仲介の申立てを選択される理由と、和解が打ち切りになった事例の原因について、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・ 本件事故の損害賠償問題は、被害者の最後の一人まで完全に賠償するだけでなく、全ての被害者の生活が再建されるまで終わったとは言えない。そのためには政府全体での被害者の生活再建に向けた取組が必要と考えるが、大臣の見解を伺いたい。

中 野 洋 昌君（公明）

- ・ 本件事故の損害賠償の時効期間について、東京電力は時効についての柔軟な対応をすとしているが、時効期間経過後に健康被害が発覚した場合などに、東京電力が時効を援用するのではないかと心配する被害者もいる。そこで、東京電力による賠償が適切に行われるよう国が指導・監督するべきと考えるが、経済産業省の見解を伺いたい。
- ・ 土地や建物などの財物の賠償に関して東京電力の受付手続が開始されたが、被害者にはその賠償の内容で

生活再建ができるかという不安の声がある。今般の東京電力の財物賠償の基準において被害者の声がどのように反映されているのか、経済産業省の見解を伺いたい。

郡 和 子君（民主）

- ・ 東京電力から仮払補償金の支払いを受けた者について、請求書に記載されていない損害項目については債務の承認の効果は発生せず、時効は中断しないと考えるのか東京電力及び文部科学省の見解を伺いたい。
- ・ 時効に関して東京電力が個別に援用しないという対応は不十分であり、一律に相当の期間にわたって消滅時効が発生しないように措置する必要があると考えるが、大臣の見解を伺いたい。

鈴 木 望君（維新）

- ・ 本件事故の被害者の救済に全力で取り組む必要があると思うが、損害賠償に対して国がどの程度関与していくべきと考えるか、大臣の認識を伺いたい。
- ・ 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続にかかる期間の短縮を図る必要があると考えるが、目標審理期間（3 か月）を達成するためにはどの程度の人員体制の拡充が必要と考えるか、文部科学省の見

解を伺いたい。

井 出 庸 生君 (みんな)

- ・本法律案の枠組みは、和解仲介の申立てをしている件について時効の停止をするだけであり、被害者の救済には十分なものとなっていないのではないか、また、損害賠償責任は国にあるのか、東京電力にあるのか、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・放射線被害は、事故後も時間の経過とともに人体への影響が出ることが考えられる。被害者を把握するためには医療関係機関への周知徹底が必要と考えるが、現在の取組状況はどうなっているのか、東京電力に伺いたい。また、放射線の人体への影響について医療現場に研究・分析の成果を広く周知することが必要と考えるが、文部科学省の取組状況について伺いたい。

宮 本 岳 志君 (共産)

- ・原子力損害賠償紛争審査会の策定した中間指針に記載された被害しか損害として認められないのではないか、対象となる被害を追加するなど、中間指針を見直す必要があるのではないか、大臣の見解を伺いたい。
- ・全ての被害者が賠償を受けられるようにするためには、本件事故に係る賠償請求権については、民法第724条前段の短期消滅時効の規定を適用しないような特例法を立法する必要があるのではないか、大臣の見解を伺いたい。

青 木 愛君 (生活)

- ・本件事故の責任は東京電力と原子力政策を推進した国にあり、被害者が負担なく賠償を受けられるよう、最低限、消滅時効を撤廃すべきと考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・今後、国のエネルギー政策は脱原発に向かうべきと考えるが大臣の見解を伺いたい。また東京電力は、事故の当事者として、脱原発の方向へ転換すべきだと考えるが、東京電力の見解を伺いたい。

吉 川 元君 (社民)

- ・現時点で健康被害など被害の全容すら明らかになっていないことなども踏まえると、消滅時効や除斥期間を適用しないなどの法的措置が必要と考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。また、東京電力は時効期間経過後も時効を援用しないことを約束するべきと考えるが、東京電力の見解を伺いたい。
- ・原子力損害賠償法の第1条の目的は、「被害者の保護

を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」と規定されており、被害者保護と原子力事業の発達を同列に扱うなど不十分な点があり、今後見直す必要があると思うが大臣の見解を伺いたい。